規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則八―一八（採用試験）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年一月三十一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則八―一八―二七

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を改正する人事院規則

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を次のように改正する。

別表第一海上保安学校学生採用試験の項中

海洋科学課程	四　対象官職等政令第一条第二項第十四号に規定する官職のうち、海上保安学校本科海洋科学課程学生の官職

を

管制課程	四　対象官職等政令第一条第二項第十四号に規定する官職のうち、海上保安学校本科管制課程学生の官職
海洋科学課程	五　対象官職等政令第一条第二項第十四号に規定する官職のうち、海上保安学校本科海洋科学課程学生の官職

に改める。

別表第二海上保安学校学生採用試験の項中「情報システム課程　海洋科学課程」を「情報システム課程　管制課程　海洋科学課程」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○公正取引委員会規則第四号

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）第十二条の規定に基づき、消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年一月三十一日　公正取引委員会委員長　杉本　和行

消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則の一部を改正する規則

消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則（平成二十五年公正取引委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十年九月三十日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十五号）の施行の日（平成二十八年十一月二十八日。以下この項において「施行日」という。）前にした第一条及び第二条の規定に基づく届出（施行日前に第三条の規定に基づく届出をしたときは、その変更後のもの）に係る届出書における平成三十年九月三十日を共同行為の実施期間の終了日とする記載は、平成三十三年三月三十一日を共同行為の実施期間の終了日とする記載とみなす。ただし、施行日以後消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則の一部を改正する規則（平成二十九年公正取引委員会規則第四号）の施行の日（平成二十九年一月三十一日）前に第三条の規定に基づく届出（共同行為の実施期間の終了日を変更するものに限る。）をしたときは、この限りではない。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○公正取引委員会
消費者庁告示第二号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約（平成四年公正取引委員会告示第二十六号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年一月三十一日

公正取引委員会委員長　杉本　和行
消費者庁長官　岡村　和美

一　旅行業公正取引協議会（会長　菊間　潤吾）の申請に係る募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約の一部変更を平成二十九年一月十日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類
旅行業及び旅行業者代理業

三　規約の内容
別記のとおり変更する。

四　認定の理由
規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中変更前の欄の下線の表示部分をそれに対応する変更後の欄の下線の表示部分に変更する。

変更後	変更前
（目的） **第1条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第1項の規定に基づき、募集型企画旅行の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。 （規則の制定） **第19条**　（略） 2　前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。	（目的） **第1条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第1項の規定に基づき、募集型企画旅行の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。 （規則の制定） **第19条**　（略） 2　前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附　則

この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。